

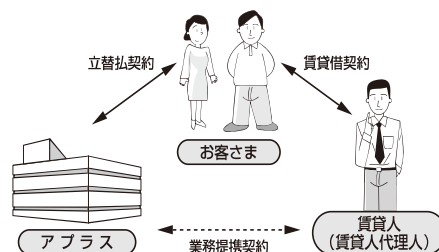
福岡県住宅供給公社 家賃サービス契約について

1. 契約内容を明らかにした書面はよく読みましょう。

- 「契約内容を明らかにした書面」(本「家賃サービス契約について」と「福岡県住宅供給公社Tポイント付きアプラス家賃サービス契約書」)をよくお読みください。
- 「契約内容を明らかにした書面」の中で不明な点がありましたら、賃貸借契約については、賃貸人(賃貸人代理人)、家賃サービス(お支払いに関すること)については、アプラスにおたずねください。
- 本「家賃サービス契約について」と「福岡県住宅供給公社Tポイント付きアプラス家賃サービス契約書」(写し)は大切に保管してください。

2. 家賃サービスの仕組み

この家賃サービスは、三者間の取引です。



- お客さまがこの家賃サービスを利用して賃貸借契約を締結された場合、家賃、管理費・共益費、駐車場代金等の賃借費用等はアプラスがお客さまに代わって立替払いします。お客さまは賃借費用等をアプラスの口座振替の仕組みを利用して、アプラスにお支払いいただくことになります。
- 左の図のようにお客さまは賃貸人と賃貸借契約を結ぶだけでなく、別にアプラスと立替払契約を結ぶことになります。
- 家賃サービス契約に関して、お客さまの情報が個人信用情報機関に「カード商品」または別途個人信用情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご参照ください。

3. 月々の家賃お支払いについて

毎月27日に翌月分の家賃をお引落としさせていただきます。

(例) 11月分家賃→10月27日引落とし

4. 賃貸借契約を更新される時は…

- 賃貸借契約の期間満了後も引き続きお住まいになる場合は、賃貸人(賃貸人代理人)より更新内容が案内されます。詳細は賃貸人(賃貸人代理人)にご確認ください。

5. 賃貸借契約を解約(終了)される時は…

- 賃貸借契約で定めた期日を前もって、賃貸借契約を解約(終了)し賃借物件を明渡される時は、明渡し予定日を賃貸人(賃貸人代理人)にご連絡ください。

ご 注 意

契約はあなたご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客さまに支払い責任がございます。どんなに親しい人からのまれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。

お 願 い

新しい電話番号が決定しましたら…
契約後、ご住所を変更される場合は…

アプラス家賃サービス係まで
ご連絡をお願いします。

信販会社への
問合わせ・相談窓口は…



家賃サービスに関するお問い合わせ先

- 家賃サービス係 ☎ 0570-064-263
- ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
- ※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

初回手数料
なし

月々手数料
わずか 1.0%

便利な
口座振替

福岡県住宅供給公社 の家賃サービスで T-POINTが貯まります。

※Tカード番号未記入等で付与されないケースもございます。詳細は右下ご注意事項欄をご覧ください。

アプラスの家賃サービスご利用で

毎月 **100** ポイント

入居期間中最大で24ヶ月間
貯まります!

※付与期間中に付与されるポイントは、賃借費用にかかわらず毎月Tポイント100ポイントとなります。



アプラスの家賃サービスで
T-POINTが貯まります。

Tポイントとは?

TSUTAYAをはじめTポイント提携先で、ご利用金額に応じて貯めることができるポイントです。貯めたポイントは、1ポイント=1円として、TSUTAYAやファミリーマートなどのTポイント提携先でご利用いただけます。

貯まる・使える

Tポイントが貯まることも使うこともできる提携先

Tポイント提携先



2019年1月25日現在
■一部の店舗・サービスは対象外です。

その他、アプラスのTポイントが貯まるサービスはこちら

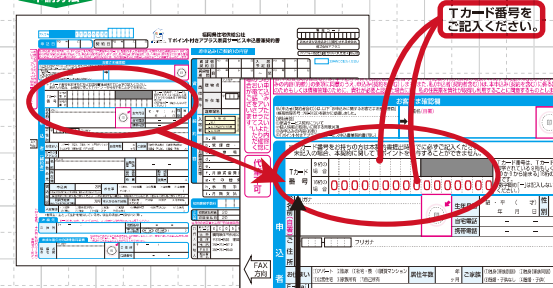
T付きアプラス総合ポータル 検索

https://www.aplus.co.jp/tsu/t_portal/pc/



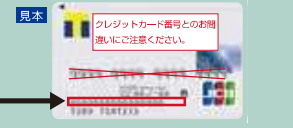
■Tポイントについてくわしくは
T-SITE(<http://tsite.jp>)をご覧ください。

ポイント付与
申請方法



Tカード番号を
ご記入ください。

ご記入上のご注意
クレジットカード番号をTカードの場合、クレジットカード番号をご記入するようにご注意ください。
※本サービスはTカード専用です。
※カードデザインは見本です。デザインの異なるカードもございます。



ご 注 意

【必ずお読み下さい】

- 契約書提出時にTカード番号が未記入の場合、本契約に関してTポイントを付与することができません。
- お申込時にご記入いただいたTカード番号欄に、誤記、虚偽、または、無効なTカード番号の記載があった場合は、Tポイントが付与されません。
- 口座振替以外の方法でお支払いされた分は、ポイント付与の対象外となります。
- 約定日に口座振替ができなかった場合、ポイントは付与されません。
- ネットT会員番号、「TSUTAYA WILLカード」、「OEカード」、「ビデオ100の会員証」をご指定された場合は、Tポイントは付与されません。
- Tポイント付きアプラス家賃サービスのご利用が退去等の理由で終了した場合は、Tポイント付与も終了となります。
- Tポイントは家賃サービスの引落とし開始月の翌日より毎月17日頃に付与されます。
- 本サービスを契約中にTカード番号が変更となった場合は、下記お問い合わせ先までその旨をお申出ください。お申出がない場合、Tポイントは付与されません。
- ポイント付与にあたり、申請内容確認の為にご連絡させていただく場合がございます。
- Tポイント付きアプラス家賃サービスの対象物件およびTポイント付与期間については不動産管理会社にご確認ください。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・利用の同意)

- (1)申込者(契約者を含む。以下「私」といいます)は、株式会社アプラス(以下「会社」といいます)が立替払契約(申込を含む。以下「本契約」といいます)ならびに今後の取引に係る会社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報(以下「個人情報」といいます)を、保護措置を講じたうえで収集・利用することおよび以下の会社の関連会社(以下単に「関連会社」といいます)と共同して利用することに同意します。なお、関連会社は今後の取引に関わる関連会社との取引の与信判断、与信後の管理のために個人情報を利用します。
- ①会社所定の申込書兼契約書(磁磁的申込書を含む。以下、「申込書等」といいます)に私が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等の「属性情報」(本契約締結後に会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)
- ②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座等の「契約情報」
- ③本契約に関する利用開始後の返済残高・月々の返済状況、履歴等に関する「取引情報」
- ④私が申告した私の年収(世帯年収を含む)、資産、負債、会社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力の判断のための情報」
- ⑤電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報
- ⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの)

【個人情報を会社と共同して利用する会社の関連会社】

- 社名：株式会社アプラスフィナンシャル
住所：大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
 - 社名：株式会社アプラスパーソナルローン
住所：大阪府吹田市豊津町9番1号
(共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス)
- (2)私は、会社が本契約を行う者が私に相違ないかを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書の記載内容を確認すること(写しの入手を含む)または会社が住民票の写し等を徴求すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む)に同意します。
- (3)私は、会社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証跡のために収集することに同意します。
- (4)会社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。
- (5)私は、申込書等に記載の貸貨人もしくは貸貨人代理人が本条第1項①の個人情報について、私から通知を受ける等の方法により変更情報を知った場合には、申込書等に記載の貸貨人もしくは貸貨人代理人が会社に対して、会社における与信後の管理のために、当該情報を提供することに同意します。
- (6)私は、申込書等に記載の貸貨人もしくは貸貨人代理人が私との賃貸借契約の更新、管理等のために本条第1項①、②、③のうち必要な範囲で個人情報を会社から提供を受けることに同意します。

第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)

- (1)私は、会社が、会社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他会社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- ①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
- ②市場調査、商品開発のために利用する場合。
- ③書面やその他媒体(電話、Eメール、携帯電話番号宛にショートメッセージサービスの方法により送信するものを含む)による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページに掲載しております。
- (2)私は、関連会社が、前項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- (3)私は、会社が、会社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を

受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

第3条(新生銀行グループにおける共同利用)

私は、会社が、株式会社新生銀行(以下「新生銀行」といいます)およびそのグループ企業(ただし、会社の関連会社を除く。以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます)のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①乃至④の個人情報(ただし、次条の個人情報情報機関から取得した個人情報を除く)をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。

- ①私への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスの提案、案内のため
- ②私が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇の提供のため
- ③各種商品・サービスの提供に際しての判断のため
- ④新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
- ※新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途会社のホームページにて公表します。

第4条(個人情報情報機関への登録・利用の同意)

- (1)私は、会社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます)および加盟機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携機関」といいます)に照会し、私の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む)が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ)の目的に限り利用されることに同意します。
- (3)加盟機関の名称・住所・問い合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、会社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、私の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。
- 名称：株式会社シー・アイ・シー(略称C I C)
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15F

電話番号：ナビダイヤル 0570-666-414

URL：https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	会社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額または利用可能枠、貸付額、保証額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

(4)提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

- ①名称：株式会社日本信用情報機構(略称 J I C C)
住所：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号
住友不動産上野ビル5号館
電話番号：ナビダイヤル 0570-055-955
URL：https://www.jicc.co.jp/
- ②名称：全国銀行個人情報センター(略称 K S C)
住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

URL：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※各個人情報情報機関の加盟資格、加盟会員企業名などの詳細は、上記の各個人情報情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第5条(個人情報の預託等の同意)

- (1)私は、会社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合には、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
- (2)私は、会社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする場合、第1条第1項①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】

- 名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
- 名称：アルファ債権回収株式会社
住所：〒101-0021 東京都千代田区外神田三丁目12番8号
住友不動産秋葉原ビル

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)私は、会社および第4条で記載する個人情報情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。
- ①会社を開示を求める場合には、第11条に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、会社のホームページに掲載しております。
- ②個人情報情報機関を開示を求める場合には、第4条に記載の個人情報情報機関に連絡してください。
- (2)前項に基づく会社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条(本条項不同意の場合の措置)

私は、本契約において必要な記載事項(申込書等に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する場合があることに同意するものとします。

第8条(利用停止の申出)

第2条および第3条による同意を得た範囲内で会社が個人情報を利用している場合であっても、私が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、会社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置を取るものとします。ただし、会社が送付する「ご返済予定表」等に同封する封入物の送付停止の申出はできないものとします。

第9条(契約が不成立の場合の同意)

私は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の支払能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条(条項の変更)

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条(個人情報に関する問い合わせ窓口)

個人情報については、個人情報管理室が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合わせ先は以下のとおりです。

住所：吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂
担当部署：株式会社アプラス お客さま相談室
電話番号：0570-001-770 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。
URL：https://www.aplus.co.jp/

お申込みの内容(約款)※契約成立後は、契約条項となります

【立替払契約条項】

申込者(契約者を含む。以下、「私」といいます)は、家賃サービス申込書兼契約書(以下、「契約書」といいます)記載の賃借物件(以下、「賃借物件」といいます)に係る賃貸借契約者(以下、単に「賃貸借契約者」といい、賃貸借契約者が私である場合を含みます。が、契約書記載の賃貸人(以下、「賃貸人」といいます)との間で締結する賃貸借契約に関して、私が賃貸人および契約書記載の賃貸人代理人(以下、「賃貸人代理人」といいます)に対して支払う費用(その具体的な内容は第1条に定めるものとします)を、株式会社アプラス(以下、「会社」といいます)が賃貸人および賃貸人代理人に対して立替払することについて、会社との間で、次のとおり立替払契約(以下、「本契約」といいます)を締結します。

第1条(立替払)

①私は、賃貸借契約者が賃貸人に対して支払う契約書記載の月額賃借費用(賃借物件明渡日までの間に、私が賃貸人に対して負担することとなる月額賃借費用相当額を含み、以下「賃借費用」といいます)を、会社が賃貸人に立替払すること、および②賃貸借契約者が賃貸借契約に関して賃貸人代理人に対して負担する更新事務手数料その他の費用(以下「賃貸人費用」といいます)を、会社が賃貸人代理人に立替払することを会社に委託し、会社はこれを受託するものとします。なお、賃貸人が、①の賃借費用の集金を賃貸人代理人に委託している場合には、私は会社が賃借費用を賃貸人代理人に立替払することを委託するものとします。

②私は、賃借物件における水道・ガス・その他の使用料金、賃貸借契約者と賃貸人との賃貸借契約書に記載された当該賃貸借契約に基づき賃貸借契約者が負担する更新料、増額敷金、賃貸物件明渡し後の原状回復費用(通常使用に伴う消耗部分を除く)、早期解約違約金(一定期間に賃貸借契約について賃貸借契約者都合による解約または賃貸人による解除がなされた場合に、賃貸借契約者が負担する金金をいいます)およびその他賃貸借契約に関して私が負担する手数料等(以下、これを「その他費用等」といい、賃借費用および賃貸人代理人費用とあわせて「賃借費用等」といいます)を本契約の対象とすることができるとし、その場合は、私は会社に対し、その他費用等の立替払を委託するものとします。ただし、原状回復費用および早期解約違約金の立替払合計(いずれか一方の場合も含む)は月額賃料の2ヶ月分を上限とします。なお、この場合の立替払額は、賃貸人または賃貸人代理人が会社に通知した額とします。

第2条(有効期間)

①本契約は、会社が承諾し、賃貸人または賃貸人代理人に通知したときに成立するものとし、賃借物件の明渡しがなされるまで(ただし、賃借物件の明渡し前に、会社と賃貸人または賃貸人代理人との間で取決めた期日が到来する場合には同期日まで)存続するものとします。また会社が承諾しない場合もその旨賃貸人または賃貸人代理人に通知するものとします。この場合、賃貸人または賃貸人代理人から私にその旨が通知されるものとします。

②本契約は、賃貸借契約者と賃貸人との間の賃貸借契約が更新された場合は、更新後の期間についても有効に存続するものとします。

③私が、賃貸借契約に定める期日までに賃貸借契約の終了もしくは解約の申出を行わないときは、私は、会社が賃貸人または賃貸人代理人から通知された条件により、賃貸借契約およびこれに基づき本契約が更新されたものとして取扱うことに異議ないものとします。なお、私は、会社から賃貸借契約の更新・条件の変更ならびに本契約の更新・変更に関し、確認書等の書面の提出を求められたときは、これに応じるものとします。

第3条(賃借費用等の立替払)

①会社は、賃貸人または賃貸人代理人との間で取決めた期日に、賃借費用等を立替払するものとします。

②私は、会社が賃貸人または賃貸人代理人との間の取決めに、前項の立替払日を変更できることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第4条(弁済金の返済)

私は、会社に対して、賃借費用等の契約書記載の事務手数料を加えた契約書記載の月額支払合計金(以下、「弁済金」といいます)を、契約書記載の支払日に、私が指定し会社が認めた支払口座からの口座振替の方法により支払うものとします。ただし、当該支払日までに当該方法による支払がない場合には、会社の指定する預貯金口座への振込、コンビニエンスストアでの支払いその他会社が認める方法により支払うことができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが当該弁済金を受領した時点で、会社に対する支払いがなされたものとするものとします。

第5条(初回事務手数料)

私は、本契約について、契約書記載の初回事務手数料を契約書記載の初回支払日までに会社に支払うものとし、ます。

第6条(賃借費用等の変更)

私は、賃貸借契約期間中に、次の各号に定める事由により賃借費用等が変更された場合には、会社に立替払を委託する賃借費用等も当然に変更され、賃貸人または賃貸人代理人から会社に通知があったときに、変更後の契約が成立することを承諾するものとします。なお、この場合、特に変更契約書の取交しは行わないものとします。①賃借費用等の改定、②新たな賃借費用等の発生もしくは消滅、③消費税法で定める税率または課税範囲の変更。

第7条(債権譲渡)

①私(賃貸借契約者である場合に限る。以下、本条および第14条において同じ)は、本契約に基づき、会社に対して現在負担し、または将来負担する一切の債務(以下、「本件被担保債務」といいます)を担保するため、私が賃貸人に対して、現在負し、または将来有する次の各号に定める債権(以下、「本件譲渡債権」といいます)を会社に譲渡するものとします。①賃借物件の明渡時に返還を受けることを条件として、私が賃貸人に預託した敷金・保証金その他の金の返還請求権、②賃借物件明渡日の翌日以降の未賃借期間相当分の日割り賃借費用等の返還請求権、③その他本契約または本契約に付随する契約に基づき発生し、または将来発生する一切の債権。

②私は、前項の債権譲渡について、賃貸人に対して行う債権譲渡通知の代理権を会社に付与するものとし、会社の承諾が無く限り、この代理権を取消しまたは撤回しないものとします。

第8条(届出事項の変更)

①私は、私または賃貸借契約者が、住所・氏名・勤務先・指定預金口座等を変更する場合は、あらかじめ書面をもつ

て会社に通知します。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話等での連絡により届け出ることでも可ものとします。

②私は、前項の通知を怠った場合、会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、会社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

第9条(費用等の負担)

①私は、次の各号に定める費用を負担するものとします。①会社に対する弁済金の支払いに要する費用。②私が会社に対する弁済金の支払いを遅滞したことにより、会社が振込用紙を送付する等の再請求手続きを行ったときは、再請求手続き1回につき600円(税抜き)を上限とした費用。③会社が私の都合により訪問集金したときは、1回につき1,000円(税抜き)。④会社が私に対して、書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用。⑤本契約の締結費用および本契約に基づく会社の権利行使または保全に要する費用。

②私が会社を支払う費用について公租公課が課せられる場合または公租公課(消費税等)が変更された場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額部分を負担するものとします。

第10条(紛争)

①私は、賃貸借契約に関し、賃貸人または賃貸人代理人との間で紛争が生じた場合は、すべて私および賃貸借契約者・賃貸人または賃貸人代理人との間で解決するものとし、会社に対する弁済金の支払いを免れることはできないものとします。

②私は、賃貸借契約者が、賃貸借契約に関し、賃貸人または賃貸人代理人に対して、賃借費用等の支払停止を主張し得る正当な事由が存し、賃貸人または賃貸人代理人に対する支払いを停止する場合は、会社に対して、事前に書面をもって通知するものとします。この場合は、当該通知の到達日以降に支払期日が到来する賃借費用等について、賃貸人または賃貸人代理人に対する立替払の停止を会社に依頼することができるものとします。

③私が、会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、賃貸人または賃貸人代理人に賃借費用等を立替払した場合、私は、当該立替払金に係る弁済金の支払いを免れることはできないものとします。

第11条(遅延損害金)

私が会社に対する弁済金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、各弁済金に対して年14.60%(1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第12条(賃貸借契約の終了の通知)

①私は、賃貸借契約の解除または解約もしくは賃貸借契約期間の満了等により、賃貸借契約を終了するときは、賃貸人または賃貸人代理人に対し、賃貸借契約書に定める期日までにその旨を通知するものとします。

②私が前項の通知を怠った場合については、第10条第3項に準ずるものとします。

第13条(反社会勢力の排除)

①私は、私および賃貸借契約者が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団 ②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標榜ゴロ ⑦特殊犯罪能力集団等 ⑧前各号の共犯者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に兼じ、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者) ⑨その他前各号に準ずるもの

②私は、私または賃貸借契約者が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いた不当な威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為

③私または賃貸借契約者が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は、私に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、私はこれに応じるものとします。

第14条(返還金等による弁済)

①会社は、第7条第1項に基づき私から譲り受けた本件譲渡債権の弁済期が到来した場合は、私に通知することなく、賃貸人または賃貸人代理人から直接本件譲渡債権の弁済を受け、本件被担保債務の弁済に充当することができるものとします。

②前項により、会社が本件譲渡債権の弁済金を私が会社に対して負担する本契約に基づく債務の弁済に充当した場合において、本件譲渡債権の弁済金が余剰金に余剰金が生じた場合は、当該余剰金は会社から私に返還されるものとなりますが、不足が生ずる場合は、私は会社に対して当該不足額を直ちに弁済するものとします。

第15条(弁済金の遅延に伴う取扱い)

①私が、会社に対する弁済金の支払いを遅滞した場合は、賃貸人または賃貸人代理人から、賃貸借契約に基づく賃借費用等の支払債務を不履行したのとして取扱われても異議ないものとします。またその取扱いが会社の賃借費用等の立替払の有無にかかわらずないものとします。

②前項の場合、私は、私の会社に対する弁済金の遅滞状況について、会社が賃貸人または賃貸人代理人に対して通知しても、異議ないものとします。

第16条(本契約の終了)

①本契約は、以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、当然に終了するものとします。ただし、私が本契約に基づく会社に対する債務の支払いを定していない場合、私はその支払いを免れることはできず、その限りにおいて本契約の関連事項が適用されるものとします。①賃借物件の変更、賃貸借費用の変更その他賃貸借契約の内容に重大な変更があったとき。②賃借物件について、賃貸人または賃貸人代理人が賃借費用等の取受権限を有さない等、賃貸人または賃貸人代理人と会社との本契約取扱いに係る提携契約(以下「提携契約」といいます。)で定められた会社が立替払等を行うための要件が充足されなくなったとき。③提携契約が終了したとき。④私が賃借費用等の債務の支払停止を主張し得る正当な事由を理由に賃借費用等の支払いを拒否し、賃貸人または賃貸人代理人と私および賃貸借契約者との間で賃貸借契約について紛争が生じ、これが2ヶ月以上解決しないとき。⑤賃貸人が賃料不払いを理由に賃貸借契約を解除した後に、賃貸人と私または賃貸借契約者が、再度賃貸借契約を締結する、あるいは従前の賃貸借契約の存在を認める等の内容の和解をしたとき。⑥私について破産手続開始決定がなされ、破産管財人が

選任されたとき。⑦私が死亡したことを会社が知ったとき。

⑧本契約は、以下の事由が生じた場合も、当然に終了しないものとします。①私について破産手続開始決定がなされたとき(破産管財人が選任された場合を除く)。

第17条(期限の利益の喪失、本契約の解除)

①次の各号のいずれかの事由が生じたとき、または次項により会社が本契約を解除したときは、私は、私は当然に期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合において、私が本契約に基づく会社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連事項が適用されるものとします。①私が本契約に基づく弁済金の支払を遅滞したとき。②私が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又はは租公課の滞納処分を受けたとき。③私について破産・民事再生手続の申立があったとき、あるいはこれらの手続を前提とした代理人が選任されたとき。④私が振り出した手形・小切手が不渡りとなったとき。⑤私が会社に対して負担する他の支払債務について、期限の利益を喪失したとき。⑥その他私の信用状態が著しく悪化したとき。

②会社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、私に何らの通知・催告を要することなく、いつでも本契約を解除することができるものとします。①賃貸借契約者が死亡したとき。②私が本契約を申し込むにあたり、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・収入・資産関係など信用調査の重要事項について虚偽の申告をしたことが判明したとき。③賃貸人または賃貸人代理人と賃借人との間に契約書に記載された内容の賃貸借契約、その他の利用契約がない、またはその契約内容が異なっていると会社が合理的に判断したとき。④賃貸借契約書および契約書に記載された入居者と対象物件の事実の入居者が異なっていると会社が合理的に判断したとき。⑤賃貸人または賃貸人代理人が賃借費用等の取受権限を有さない等、提携契約で定められた会社が立替払を行うための要件が充足されていないことが判明したとき。⑥賃貸人または賃貸人代理人が提携契約で定められた禁止事項に違反したとき。⑦私が日本語を理解できない等の理由により、本契約を継続することが困難であると会社が合理的に判断したとき。⑧賃貸人または賃貸人代理人が変更になったとき。⑨私が第13条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、同条第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または同条第3項の調査に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本契約を継続することが不適切であると会社が判断したとき。

③前項⑨の規定の適用により、会社に損害、損失または費用(以下、これらを「損害等」といいます)が生じた場合には、私は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項⑨の規定の適用により、私に損害等が生じた場合であっても、私は、当該損害等についての賠償を会社に請求できないものとします。

第18条(定期借家等)

賃借物件に係る賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期建物賃貸借または期限付賃貸借であり、賃貸借契約期間終了後に賃借物件について私が新たに賃貸借契約(以下、「再契約」といいます)を締結する場合には、会社が私に対して特段の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差し入れられた敷金等の返還請求権については、第7条および第14条に準ずるものとします。

第19条(弁済金の充当順序)

私の会社に対する弁済金、本契約に基づき会社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合は、私は会社が、私への通知なくして、会社所定の充当順序により、当該弁済金の債務への充当を行うことに何ら異議ないものとします。

第20条(公的書類等の取得・提出の同意)

①私は、本契約に係る審査のためもしくは本契約成立後における債権管理のために、会社が必要と認めた場合には、私の住民票などを会社が取得し利用することに同意するものとします。

②私は、会社が、債権管理の目的のため、私の情報および具体的な取引内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や公的書類等の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。

第21条(賃貸人及び賃貸人代理人の変更)

①賃貸人が変更となり、変更後の賃貸人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は本契約における賃貸人を変更後の賃貸人となることに同意するものとします。また、会社が月額賃借費用を賃貸人に立替払している場合、私は会社が私に特段の手続きをとることなく、引き続き本契約に基づき、変更後の賃貸人に立替払することに同意するものとします。

②賃貸人代理人が変更となり、変更後の賃貸人代理人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は会社が私に特段の手続きをとることなく本契約における賃貸人代理人を変更後の賃貸人代理人とし、引き続き本契約に基づき、変更後の賃貸人代理人に立替払することに同意するものとします。

③私は前二項の同意に伴い、本契約に関する個人情報の取扱いに関する同意条項における賃貸人及び賃貸人代理人についても、変更後の賃貸人及び賃貸人代理人がこれに該当するものとし、当該同意条項が適用されることに同意するものとします。

第22条(合意管轄裁判所)

私は、本契約について紛争が生じた場合、訴権のいかんにかかわらず、私の住所地または契約地ならびに会社の本社・東京本部、各支店・各営業所・各センター所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

【問合わせ・相談窓口】

1. 賃貸借契約についてのお問合わせ、ご相談は契約書記載の賃貸人または賃貸人代理人にご連絡ください。

2. 立替払契約についてのお問合わせ、ご相談は下記のプラスにご連絡ください。

株式会社アプラス 家賃サービス係 TEL. 0570-064-263

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

※電話番号は、お間違いのないようにお願いいたします。

契約番号 0000000000



福岡県住宅供給公社 Tポイント付きアプラス家賃サービス申込書兼契約書

管理コード

お客さまがお申込み(ご契約)される会社名

株式会社アプラス

2020年4月改訂 | 個情G共同利用版・K1対応版

場のお申込み
が電話で
させていただきます
より内容に
ご確認ください

代筆不可

FAX
方向

私(申込者(契約者含む))は、本申込みに係る別紙(帳票管理番号788-6133)記載の「個人情報の取扱いに関する同意事項」および「お申込みの内容(約款)」の条項に同意のうえ、申込み(契約を含む)します。また、私(申込者(契約者含む))は、本申込み(契約を含む)に係る審査のためもしくは債権管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私の住民票を貴社が取得し利用することに同意するものとします。

お客さま確認欄

私(申込者(契約者含む))は、以下「お申込みに関するお客さまお受取書面」(帳票管理番号:788-6133)を確かに受領しました。

署名(自署)

印

※Tカード番号をお持ちの方は本契約書提出時までに必ずご記入ください。
未記入の場合、本契約に関してTポイントを付与することができません。

Tカード番号

Tカードは、Tカードに印字されている9桁もしくは「0」から始まる16桁の番号です。
(数字間の「-」は記入しないでください。)

お名前(自署)

フリガナ

生年月日

昭・平(オ)性男
年 月 日 別 女

自宅電話

携帯電話

〒フリガナ

お住まい

(1)アパート (2)借家 (3)社宅・寮 (4)賃貸マンション (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有

居住年数

年 ヶ月

ご家族

(1)独身(家族別居) (2)独身(家族同居) (3)既婚・子供なし (4)既婚・子供(人)

E-mailアドレス

お勤め先

フリガナ

勤務先電話

勤続年数

所属

従業員

人

税収

申込者

万円

お仕事

(1)学生 (3)会社員 (4)公務員 (5)自営業 (6)自由業
その他()

※お勤め先以外に収入がある場合、合算収入をご記入ください。

同居予定者

万円

本人からみた関係

(1)配偶者 (2)父母 (3)子供 (4)兄弟姉妹
(5)その他()

入居理由

(1)結婚 (2)旧住居が狭い (3)転勤 (4)転職 (5)通勤時間 (6)家賃が高い (7)建替え
(8)環境 (9)独立 (10)就職・入学 (9)その他()

※世帯主：主として生計を維持している方。学生の場合は一般的に父(母)。

連絡先

お一人住まいの方、単身赴任の方は、ご実家または連絡先についてご記入ください。

ご住所

電話番号

申込者との関係

実家 その他()

未成年者の方の親権者同意欄

私は未成年者である申込者の契約行為に同意するとともに、連絡に際して必要な情報を記載することに同意し、署名、捺印します。
※確認のためお電話を差しあげることがございます。

親権者前

フリガナ

ご住所

電話番号

印

印

印

印

お申込み(ご契約)の内容

賃貸借契約日

20 年 月 日

入居予定日

20 年 月 日

賃貸借期間

自 20 年 月 日 ~ 至 20 年 月 日

太枠内にご記入ください

賃借物件

建物名

フリガナ

所在地

〒フリガナ

駐車場名

入居者

入居者

1.本人

2.本人およびその家族

3.本人以外

本人以外の場合はご記入ください

お仕事

(1)学生 (2)年金受給者 (3)その他()

申込者との関係

年齢

才

立替月額賃借費用等

a. 賃料

b. 管理費・共益費

c. 駐車場料金

d.

e.

f. 月額賃借費用合計金

g. その他費用等

賃貸人または賃貸人代理人からの通知による金額

h. 事務手数料

(f + g) × 1.0 %

i. 月額支払合計金

f + g + h

初回事務手数料

¥ 0

初回に加算請求されます。

支払内容

初回支払対象

20 年 月 日

分家賃・および事務手数料

支払方法

口座振替

初回支払日

20 年 月 27 日

支払日

毎月27日

翌月分のお家賃を当月27日(非営業日の場合は翌金融機関営業日)に口座振替いたします。前日までにご指定口座にご入金願います。

賃貸人

名称

福岡県住宅供給公社

住所

〒810-8538 福岡市中央区天神5-3-1

電話

092-781-8012

FAX

092-781-8540

担当者氏名

名称

住所

電話

FAX

担当者氏名

お名前(フリガナ)、生年月日は必ずご本人さまの直筆をお願いします。
 ※「お名前(フリガナ)」と「生年月日」の訂正はできません。
 改めて書き直していただきますようお願いいたします。
 それ以外の訂正はご契約印と同じ印で訂正印を押してください。

年収、お住まい、
居住年数、勤続年
数、家族状況等漏
れなくご記入くだ
さい。 代筆不可

判読が困難な文字に
関してはフリガナを
ご記入ください。
(数字「1」(イチ)と英字
「I」(アイ)、「J」(エル)、
数字「0」(ゼロ)と英字
「O」(オー)など)

お名前、フリガナ
は必ず親権者さま
の直筆でお願いし
ます。

[illegible]

賃貸借契約日・入居予定日・賃貸借期間も漏れなくご記入ください。

賃借物件欄は省略
せずに全てご記入
ください。
(郵便番号・所在地
・部屋番号)

入居予定者の内容を必ずご記入ください。

お申込上のご注意

- お支払いは、毎月27日
(非営業日の場合は翌金融
機関営業日)となりますの
で、口座振替の方の期日
の前日までにご入金く
ださい。
- お申込みについてのお
問合わせ・ご相談は「家賃サ
ービス契約」について「注
参照のうえご連絡くだ
さい。」
- ボールペンでのご記入く
ださい。

※鉛筆・シャープペン・消
えるペンでのご記入は受
付できませんので、ご注
意ください。また、修正
液・修正テープのご使用
はできません。

審査上、書類による本人確認が必要となります。

本人確認書類

運 転 免 許 証	住所変更がある場合は、裏面も必要
運転経歴証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要
パスポート	顔写真入りページおよびご住所ページ
各種健康保険証	お申込人ご本人のお名前・ご住所・生年月日のページ
在 留 カード	①原則、在留期間が賃貸借契約の契約期間以上ある場合が対象。(また左記の条件で更新が可能な場合も含む) ②在留資格が就労不可の場合は対象外。
特別永住者証明書	住所変更がある場合は、裏面も必要
各種年金手帳	別添身分証明書を添付していただく場合があります
住民基本台帳カード	申込住所記載のものに限る
住 民 票 写 し	申込住所記載のものに限る(個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒く塗りつぶしてください)
マイナンバー (個人番号)カード	顔写真・お名前・生年月日・申込住所記載の面(裏面)は不要です。※個人番号(マイナンバー)の「通知カード」は本人確認書類としてお取扱いできません

契約者	お名前	フリガナ	フリガナ				
			<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				

プラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

ご希望の金融機関どちらか一つと口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印を押印してください。

※ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご印鑑をお願いします。

フリガナ		お届け印	印
口 座 名義人			

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行を除く）

1. 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同戻戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
 2. 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替られても異議はございません。
 3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものととして、お取扱いいただいても差し支えありません。
 4. 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
 5. 上記契約番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
 6. この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。
- 振替日 株式会社アブラスの指定する日（非営業日の場合は翌金融機関の営業日）
- 振替開始日 株式会社アブラスの事務手続完了次第
- 店 日

取 店 日 附 巴

返送先 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 マルイト難波ビル17階
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

アプラス取扱店 家賃サービス係

【預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書のご記入にあたって】

1. お知らせ
 (1)通帳をもとに正しくご記入のうえ、必ず「金融機関お届印」をご押印ください。(お届け印がサインの場合は同じサインをお届け印の欄に記入してください。)
 ご記入・ご押印箇所に不備がございますと、お振込みによるお取扱いとなります。
 (2)口座は、ご契約者ご本人の口座をお願いします。
 (3)ご記入事項を訂正される場合には、訂正箇所へ「訂正印（金融機関お届印）」が必要です。
 (4)「貯蓄預金口座」は、ご利用になれません。
 (5)口座振替（自動払込）できる金融機関
 ■（都市銀行）全行、（地方銀行）全行、（信用金庫）全金庫、（労働金庫）全金庫、（漁業協同組合）全組合
 （信託銀行）三井住友・三菱UFJ・みずほ
 ■（信用組合）、（農業協同組合連合会）、（農業協同組合）※一部お取扱いしていない地域があります。詳しくは、アプラスまでお問合わせください。
 ■ ゆうちょ銀行